取引参加者における顧客による不公正取引防止のための売買管理体制の整備に伴う「取引参加者規程」の一部改正新旧対照表等

目 次

(ページ	,)
・取引参加者規程の一部改正新旧対照表		. ′
・取引参加者における顧客による不公正取引防止のための売買管理体制に関する規則		. :

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<u>(売買管理体制の整備)</u>	
第26条の2 取引参加者は、当取引所が定めるところに	(新 設)
より、顧客による不公正取引の防止に関する売買管理	
<u>体制を整備しなければならない。</u>	
付 則	
この改正規定は、平成18年6月1日から施行する。	

取引参加者における顧客による不公正取引防止の ための売買管理体制に関する規則

(目的)

- 第1条 この規則は、取引参加者規程第26条の2の規定に基づき、取引参加者が整備する売買管理体制について 規定する。
- 2 前項の売買管理体制の整備は、取引参加者が社内規則の制定その他の必要な措置を講じることにより、当取引所の市場における有価証券の売買(業務規程第2条第1項に規定する株券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券の売買に限る。)に関して、取引参加者における顧客による不公正取引を防止し、もって当取引所及び取引参加者の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資することを目的とする。

(社内規則の制定)

- 第2条 取引参加者は、取引参加者が行う売買管理に関して、次の各号に掲げる事項を定めた社内規則を整備することとする。
 - (1) 売買管理の業務を担当する部門並びにその権限及び責任に関する事項
 - (2) 顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握に関する事項
 - (3) 売買管理を行うに当たり参考とすべき情報に関する事項
 - (4) 売買審査の対象となる顧客の抽出に関する事項
 - (5) 顧客に対して行う売買審査に関する事項
 - (6) 売買審査の結果に基づく措置に関する事項
 - (7) その他必要と認められる事項

(顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握)

第3条 取引参加者は、適宜、モニタリング(顧客の売買商品、取引手法及び取引形態並びに投資意向及び投資 経験等に関する調査をいう。)を行い、顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握に努めるものとする。

(売買審査)

- 第4条 取引参加者は、次の各号の規定に従い、売買審査を行うものとする。
 - (1) 売買審査の対象となる顧客の抽出は、別表「売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表」に掲げる銘柄 及び顧客について、当取引所が別に定める抽出基準に従い行うものとする。ただし、当該取引参加者におけ る顧客管理体制等を勘案し適切と認められる場合は、当該抽出基準を変更することができるものとする。
 - (2) 前号ただし書の規定にかかわらず、非対面取引(顧客がインターネット等を利用することによりその顧客の注文が機械的に認識又は処理される取引をいう。以下同じ。)については、当取引所が別に定める分析に係る項目に従い売買審査を併せ行うこと等により、当取引所が別に定める抽出基準に従い抽出される顧客に対して審査を行った結果と、前号本文の規定により抽出される顧客に対して審査を行った結果とを比較して、同程度の審査結果が得られると認められる場合を除き、当該抽出基準を変更することができないものとする。
 - (3) 前2号により抽出された顧客が行った取引については、当取引所が別に定める分析に係る項目その他の項

目のうち必要なものについて売買審査を行うものとする。

(4) 前号に定める売買審査を行った結果、不公正取引につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引を行った顧客に対し注意の喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該顧客に対して注文の受託の停止その他の適切な措置を講じなければならない。

(社内記録の作成、保存)

- 第5条 取引参加者は、次に掲げる事項について社内記録を作成し、5年間保存するものとする。
 - (1) 非対面取引に係る抽出基準を変更した場合における変更理由
 - (2) 売買審査の結果(不公正取引に該当しないことが明らかな場合を除く。)及び顧客に対して行った措置

(社内規則の見直し等)

第6条 取引参加者は、第2条の社内規則について、役職員に周知徹底を図り、市場及び取引の実態に応じて、 売買管理の業務を担当する部門に見直しを行わせることなどにより、その実効性を確保するものとする。

付 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

別表 売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表

売買審査の対象となる顧客の抽出は、以下に掲げる銘柄の区分に応じて、当該各区分に定める顧客について行うものとする。

	銘柄	顧客
1	当該取引参加者の売買関与率が高い銘柄	特定の銘柄について、売買関与率の高い顧客
2	当該取引参加者が立会終了時を含む一定の時間帯にお いて売買を行った銘柄	特定の銘柄について、立会終了時を含む一定の時間帯 において売買を行った顧客
3	当該取引参加者が同一時刻及び同一値段における売付 け及び買付けを行った銘柄	特定の銘柄について、同一時刻及び同一値段における 売付け及び買付けを行った顧客
4	当該取引参加者が目立った注文の取消し又は劣後する 値段への変更を行った銘柄	特定の銘柄について、目立った注文の取消し又は劣後 する値段への変更を行った顧客
5	当該取引参加者が売買を行った全ての銘柄	不公正取引の疑いについて情報提供が行われた場合に おいて、その対象となった顧客
6	当該取引参加者が売買を行った全ての銘柄	その他不公正取引を行った疑いのある顧客

- (注) 1.上記1から4については、取引参加者が売買を行った全ての銘柄について、売買審査の対象となる顧客を抽出することができる。
 - 2.法第34条第2項第1号の投資一任契約及び「証券会社の行為規制等に関する内閣府令」(昭和40年 大蔵省令第60号)第1条第1項各号に掲げる契約に基づいて行う売買については、その顧客を抽出の 対象から除くことができる。
 - 3. 当取引所が定める売買立会によらない売買及び当取引所の市場外における売買については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。